

福島県派遣モニタリング支援チームの活動状況について

愛媛県では下記期間において、福島県へモニタリング支援チームを派遣しました。概要は次のとおりです。

1 派遣期間等

- 第1班 派遣期間 3月23日(水)～3月29日(火)
<現地：3月24日(木)～3月29日(火)>
派遣人員 専門職2名、事務職1名、運転員1名

- 第2班 派遣期間 3月31日(火)～4月6日(水)
<現地：3月31日(火)～4月5日(火)>
派遣人員 専門職2名、事務職1名、運転員1名

2 派遣の経緯

3月12日(土)に福島県から原子力発電関係団体協議会の幹事県である石川県を通じて、「原子力災害時の相互応援に関する協定」に基づき、緊急時モニタリング要員派遣の可否について調査があり、同じ原発立地県としてモニタリング支援等を行うことは当然との考えから、連続測定が可能な放射線測定機器を搭載したモニタリングカー及びその操作要員について、派遣可能である旨の連絡をし、要請があれば出発できるよう待機をした。

3月21日(月)に文部科学省から、要請があり、直ちに依頼に応じることとしたが、派遣を検討していた当時、福島第一原子力発電所から30 km圏内及び飯館村付近は非常に放射線量が高い状態が続いており、30 km以遠のモニタリングをすることを条件に派遣することとした。

チームの構成については、モニタリングカーに加えて、事故により混乱した福島県でスムーズに支援活動が行えるようモニタリングカーをサポートするための車輛をあわせて派遣することとした。

2 福島県での活動内容

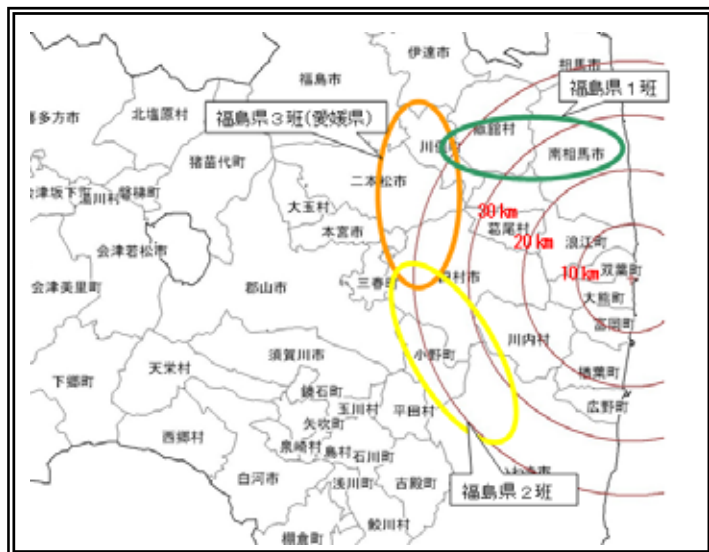
(1) 福島県内の放射線モニタリングの状況

愛媛県がモニタリング支援を行った、3月23日から29日と3月31日から4月6日の間においては、福島第一原子力発電所から20 km以内のモニタリングについては文部科学省と東京電力がを担当し、福島県は20 km以遠のモニタリングを担当していた。愛媛県は30 km以遠を希望していたこともあり、福島県のモニタリング班の一部として編入されることとなった。

(2) 福島県モニタリング班の状況

愛媛県が支援を行った間においては、福島県モニタリング班は7班で編成され、各班が毎日20 km以遠の放射線量等を測定していた。班編成については以下のとおりで、愛媛県は単独で第3班として編入された。

福島県モニタリング班分担地域



第1班 川俣町→飯館村→南相馬市→新地町の順に測定する。

福島第一原子力発電所の周囲20～30 kmの屋内退避エリアの外側のうち北側の部分とする。

第2班 田村市→小野市→いわき市の順に測定する。

福島第一原子力発電所の周囲20～30 kmの屋内退避エリアの外側のうち、南側の部分とする。

第3班 二本松市→田村市→川俣町→伊達市の順に測定する。

福島第一原子力発電所の周囲20～30 kmの屋内退避エリアの外側のうち、北東側の部分とする。

第4班～第7班

福島第一原子力発電所の周囲半径30 km付近の定点について、線量測定等のサーベイを行う。

図1 愛媛県が福島県第3班としてモニタリング支援をした測定点



(3) モニタリング活動の概要

○環境モニタリング内容

図1)の①から⑤において、以下の放射線測定及び試料採取等を行った。採取試料は、福島県原子力センター福島支所に搬入し、同支所においてゲルマニウム半導体検出器を用いた放射能分析が行われた。得られたデータは、原子力災害対策本部に報告され、防護対策の検討に用いられた。

- 1インチNaI(Tl)シンチレーションサーベイメータ（アロカ製TCS-171）を用い、屋外の空間ガンマ線線量率を測定。①～⑤
- ポイント間をモニタリング車により走行サーベイ
- ローボリュームエアサンプラを用い大気中放射性ヨウ素を捕集。②以外の①～⑤
- 葉菜、土壌及び水道水を採取。②以外の①～⑤
-



川俣町山木屋郵便局



土壌及び葉菜の採取



田村市定点観測地点



水道水の採取

○班員の放射線被曝量

第1班 測定期間：3月24日14時47分から3月29日13時09分まで
被曝線量：4.8 μ Sv～5.5 μ Sv

第2班 測定期間：3月31日15時00分から4月5日13時20分まで
被曝線量：3.5 μ Sv～3.7 μ Sv

図2 屋外での空間ガンマ線量率の推移

